

国家試験における履修科目・試験科目・出題基準

| | 履修科目 | 試験科目 | 出題基準 |
|---------|---|---|---|
| | 受験しようとする者が大学及び養成所等で修めるべき科目 | 試験の範囲を示す科目 | 試験の範囲とレベルを項目によって整理したものであり、試験委員が出題に際して準拠する基準 |
| 医師 | 法律上は「正規の課程」と規定するのみで、全大学で共通して取り組むべきモデル・コア・カリキュラムを文部科学省下の委員会で策定 | 法律上は「临床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う」とし、科目は指定していない。 | 医道審議会が策定 |
| 獣医師 | 法律上は「正規の課程」と規定するのみで、全大学で共通して取り組むべきモデル・コア・カリキュラムを獣医大学の協議会で策定 | 法律上は、「飼育動物の診療上必要な獣医学並びに獣医師として必要な公衆衛生に関する知識及び技能について行う」とし、獣医事審議会が具体的な出題対象範囲として、出題基準を指定。 | 獣医事審議会が策定 |
| 看護師 | 国が大学・養成所で修めるべき科目を指定（省令） | 国が試験科目を指定（省令） | 医道審議会が策定 |
| 公認心理師 | 国が大学・大学院で修めるべき科目を指定（省令） | 法律上は「公認心理師として必要な知識及び技能について行う」とし、科目は指定していない。 | 指定試験機関が策定 |
| 言語聴覚士 | 国が大学・養成所で修めるべき科目を指定（省令、告示） | 国が試験科目を指定（省令） | 指定試験機関が策定 |
| 愛玩動物看護師 | 同上 | 同上 | 同上 |